

令和6年7月3日

(石狩東部広域水道企業団告示第6号)

次により事後審査型条件付一般競争入札を行います。

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 北広島市(中の沢)国有林送水管布設工事その3
- (2) 施工場所 北広島市
- (3) 工期 契約締結日から令和7年11月28日まで
- (4) 工事概要 本工事は、北広島市中の沢国有林内～種苗管理センターにおいて、管布設延長725.23mの送水管布設工事を行うものである。
 - ・令和6年度(1年目)～
 - 2 工区：①送水管～DNSPφ600 L=343.18m
 - ②空気弁室工～1箇所未施工区間：①送水管～DNSPφ600 L=103.15m、DPNPφ600 L=104.69m
 - ②裏の沢川横断立坑工、管挿入工
 - ③仕切弁設置工～1箇所
 - ④防護コンクリート工～4箇所
 - ⑤排水設備工～1箇所
- ・令和7年度(2年目)～
 - 2 工区：①送水管～DNSPφ600 L=174.21m
 - ②空気弁室工～1箇所
 - ③防護コンクリート工～1箇所未施工区間：①植栽工～68本
- (5) 入札方式 当該入札は、入札参加資格審査を入札後に行う事後審査型条件付一般競争入札である。また、低入札価格調査基準価格を設け、失格判断基準を適用する。
- (6) その他 当該工事は建設工事に係る資材の再資源化に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

2 入札に参加する者に必要な事項

入札参加希望者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 石狩東部広域水道企業団競争入札参加資格者として江別市内、千歳市内、恵庭市内、北広島市内、長沼町内、南幌町内及び由仁町内に本社又は支店等(建設業法第3条第1項に規定する営業所)を有し、「土木工事」での格付等級がA等級の業者1

社とA等級の業者1社の計2社又はA等級の業者1社とB等級の業者1社の計2社で構成する特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)で、A等級の業者がその代表者であること。なお、共同企業体の各構成員は、本件における2以上の共同企業体の構成員となることができない。

- (3) 共同企業体の結成は自主結成方式とする。
- (4) 共同企業体の代表者の出資比率は構成員中最大とし、構成員の出資比率の最小限度は30%とする。
- (5) 共同企業体の構成員のいずれかが、平成26年度以降に国、地方公共団体もしくはこれらに準ずる機関が発注した、φ500mm以上の上水道管の布設を含む工事を元請として施工(共同企業体の構成員としての施工を含む)した実績があること。
- (6) 対象工事に対応する建設業の許可業種について、許可を受けてからの営業年数が、共同企業体の両構成員ともに5年以上であること。
- (7) 対象工事に対応する建設業法(昭和24年法律第100号)の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事場所に適正に配置できること。
- (8) 現場代理人を工事場所に専任で配置できること。
- (9) 公表の日から入札執行日までの間に、石狩東部広域水道企業団より指名停止の措置を受けていないこと。
- (10) 対象工事に係る設計業務等の受託者(以下「受託者」という。)でないこと。
- (11) 受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者でないこと。
- (12) 入札に参加しようとする者の間に人的関係(役員が現に兼務している場合)又は資本関係(親会社と子会社の関係、親会社を同じくする子会社同士の関係)がある者でないこと。

3 入札参加申請

入札参加希望者は、事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書(様式1の2)に次の書類を添付して申請すること。

- (1) 同種工事施工実績書(様式2)【2(5)に記載した要件を満たすこと。】
- (2) 工事施工実績証明書又は契約書(写)及び工事概要(写)【同種工事施工実績書に記載した工事施工実績を証明できる書類であること。】
- (3) 配置予定技術者経歴書(様式3の2)【技術資格欄に記載した、資格を証明できる資格者証等の写しを添付すること。また、構成員の代表者以外の者については、構成員の役員あるいは従業員であることを証明する健康保険証の写し(被保険者等記号・番号及び保険者番号に黒塗りしたもの)等を添付すること。】
- (4) 共同企業体協定書(様式4)
- (5) 委任状(様式5)
- (6) 審査結果通知書返送用封筒【宛先を記載し、84円切手を貼付したもの】

4 受付期間等

(1) 受付期間

令和6年7月3日(水)から令和6年7月24日(水)まで(ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。)とする。

(2) 受付時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

(3) 入札参加申請書の配付・受付場所

恵庭市盤尻264番地の1 石狩東部広域水道企業団総務課

(当企業団ホームページ <http://www.ishito.jp/> からダウンロード可。)

(4) 提出方法

持参又は郵送(郵送する場合は、その封書に「(工事名)入札参加申請書」と朱書きし、配達証明郵便で受付期間内に必着。)によるものとし、他の方法(電送等)による提出は認めない。

5 設計図書の閲覧等

(1) 閲覧期間

令和6年7月3日(水)から令和6年7月26日(金)まで(ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで。)とする。

(2) 閲覧場所

恵庭市盤尻264番地の1 石狩東部広域水道企業団 総務課

(なお、郵送による閲覧を希望する場合には、7月23日(火)17:00までに返送用封筒【角形2号の封筒に宛先を記載し、390円切手を貼付したもの】を閲覧場所まで送付すること。)

(3) 設計図書に対する質疑

質疑書(様式6)を、令和6年7月3日(水)から令和6年7月19日(金)まで(ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで。)の期間内に、4(3)に記載した箇所に提出すること。

(4) 質疑に対する回答

令和6年7月25日(木)までに書面等により回答する。

6 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和6年7月29日(月) 午前10時00分

(2) 場所 恵庭市盤尻264番地の1 石狩東部広域水道企業団庁舎 1階会議室

7 入札方法等

(1) 入札者は、入札書に必要事項を記入し、持参又は郵送(郵送する場合は、その封書に「(工事名)入札書」と朱書きの上、必要書類(工事費内訳書、誓約書等)を同封し、配達証明郵便で入札執行の日時まで必着)で提出しなければならない。他の方法(電送等)による入札は認めない。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 誓約書(企業団ホームページ上に様式あり)を入札前に提出すること。
- (4) 工事費内訳書(企業団ホームページ上に様式あり)(第1回の入札書に記載される入札金額に対応したものであること。)を第1回の入札時に、入札書と同時に別封で提出すること。
- (5) 入札執行回数は、3回を限度とする。
- (6) 1回目又は2回目の入札を行った結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合、郵便入札参加者は、再度の入札を辞退したものとみなし、再度の入札への参加は認めない。
- (7) 入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。ただし、郵送で入札を行う者はこの限りではない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。
また、落札候補となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札候補者を定めるものとする。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者(開札に立ち会わない郵便入札参加者を含む。)があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (8) 予定価格は事後公表とする。

8 入札参加資格の確認

(1) 落札候補者の決定

事後審査型一般競争入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内で入札した者で、最低の価格で入札した者を落札候補者とし、当該入札においては落札を保留する。

(2) 入札参加資格の審査

入札参加資格の審査は、入札執行後、最低価格入札者から入札価格の低い順に実施し、競争入札参加資格を満たしている者1人が確認できるまで行うものとする。

(3) 落札者の決定、通知

落札者を決定したときは、直ちに当該落札者に電話等で通知し、また当該落札者及びその他入札参加者全員に、書面にて落札者及び落札金額をすみやかに通知する。

(1)において決定した落札候補者が行った入札を無効とした場合は、その理由を記載した事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書により通知する。

9 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して土曜日、日曜日及び祝日を除く4日以内に書面により理由の説明を求めることができる。(書面は、4(3)に記載した箇所に持参すること。郵送又はFAXによるものは受け付け

ない。)

(2) 理由の説明は、原則として(1)の書面を受け取った日の翌日から起算して土曜日、日曜日及び祝日を除く4日以内に入札参加資格審査結果に係る理由説明書により回答する。

10 低入札価格調査基準価格及び失格判断基準

- (1) 低入札価格調査基準価格 有~~・~~無
(2) 失格判断基準 有~~・~~無

11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 要~~・~~免除する
(2) 契約保証金 ~~契約金額の100分の10(低入札価格調査を受けた場合は100分の30)に相当する額以上を納付すること。~~
免除する

12 契約書作成の要否

要~~・~~否

13 支払条件

年度毎に支払いを行う。

- (1) 前 払 金 契約金額の4割以内(低入札価格調査を受けた場合は2割以内)で
1千万円単位~~・~~無
(2) 部 分 払 有~~・~~無

14 その他

- (1) 入札参加者は、石狩東部広域水道企業団の競争入札心得及び関係法令等を遵守すること。
(2) 入札参加者が1者の場合でも入札を実施する。天災等やむを得ない事情により、入札を延期又は中止することがある。なお、これらの場合における損害は、申請者の負担とする。
(3) その他不明な点は、石狩東部広域水道企業団 総務課(入札担当)に照会すること。
(電話番号0123-33-2191)